**限定承認公告**

本籍和歌山県御坊市薗六九七番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柳岡ツユ子

右被相続人は平成二十七年一月十日死亡し、その相続人は平成二十七年七月九日和歌山家庭裁判所御坊支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

和歌山県御坊市薗六九六番地

限定承認者　柳岡　俊輝

和歌山市広瀬通丁二丁目一三番地の三

右代理人弁護士　大谷美都夫

**出資一口の金額の減少公告**

当組合は、平成二十七年五月十五日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十一日

岡山市北区東島田町二丁目七番二〇号

グローバル協同組合

代表理事　山田　典江

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億二千五百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年三月十日付官報（号外第五十号）五十八頁（旧商号オポチュニティ20特定目的会社）に掲載されています。

平成二十七年七月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ＬＡＶジャパン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年七月七日付官報の号外第一五二号八十四頁に掲載されています。

平成二十七年七月二十一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年七月七日付官報の号外第一五二号八十四頁に掲載されています。

平成二十七年七月二十一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア2特定目的会社

取締役　井出　清彦

**事業譲渡公告**

平成二十七年七月十四日開催の乙の臨時総会において、乙は信用事業全部を甲に譲り渡すことを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十七年七月二十一日

長崎県長崎市五島町二番二七号

（甲）長崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　久保田　正

長崎県対馬市上対馬町琴一二四七番地

（乙）上対馬南漁業協同組合

代表理事組合長　石村　末雄

**訂正公告**

平成二十七年七月一日（号外第一四八号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「資本金の額を一千万円減少し九千五百万円とする」とあるのは「資本金の額を九千五百万円減少し一千万円とする」、「効力発生日は平成二十七年八月四日」とあるのは「効力発生日は平成二十七年八月二十二日」の誤りにつき訂正します。

なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十一日

福島県郡山市山根町二番五号

株式会社チヨダ不動産

代表取締役　千代田弘二

平成二十七年七月二十一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年七月七日付官報の号外第一五二号八十四頁に掲載されています。

平成二十七年七月二十一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　アゼリア2特定目的会社

取締役　井出　清彦

**事業譲渡公告**

平成二十七年七月十四日開催の乙の臨時総会において、乙は信用事業全部を甲に譲り渡すことを決議いたしましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十七年七月二十一日

長崎県長崎市五島町二番二七号

（甲）長崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　久保田　正

長崎県対馬市上対馬町琴一二四七番地

（乙）上対馬南漁業協同組合

代表理事組合長　石村　末雄

**訂正公告**

平成二十七年七月一日（号外第一四八号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「資本金の額を一千万円減少し九千五百万円とする」とあるのは「資本金の額を九千五百万円減少し一千万円とする」、「効力発生日は平成二十七年八月四日」とあるのは「効力発生日は平成二十七年八月二十二日」の誤りにつき訂正します。

なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十一日

福島県郡山市山根町二番五号

株式会社チヨダ不動産

代表取締役　千代田弘二

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十七年六月二十四日（号外第百四十号）公布法律第四十七号（電気事業法等の一部を改正する等の法律）（印刷誤り） | | | | |
| 二〇 | 下 | 二 | 「、五十二条第三項」 | 「、第五十二条第三項」 |
| 三一 | 〃 | 終りから一二 | 第二項の定による | 第二項の規定による |
| 平成二十七年四月十五日（号外第八十六号）公布財務省令第四十六号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り） | | | | |
| 三三 | | 七 | 試験研究費 | 試験研究 |
| 一六ページ終りから二行目の（印刷誤り） | | | | |
| 「受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八(一)「16」若しくは「33」又は別表八の二付表「1」）」 | | | に、 | 「控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額（別表六(一)「6の③」又は別表六の二(一)「22」）」 |
| 「受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八(一)「16」若しくは「33」又は別表八の二付表「1」）」 | | | を | 「控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額（別表六(一)「6の③」又は別表六の二(一)「22」）」 |
| 「受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八(一)「16」若しくは「33」又は別表八の二付表「1」）」 | | | に、 | 「控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額（別表六(一)「13」又は別表六の二(一)付表「31」）」 |
| 「受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八(一)「16」若しくは「33」又は別表八の二付表「1」）」 | | | を | 「控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額（別表六(一)「13」又は別表六の二(一)付表「31」）」 |
| 二三ページ終りから三行目の | | | | |
| 「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「15の②」）」 | | | は | 「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「16の②」）」 |
| 「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「15の②」）」 | | | の | 「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「16の②」）」 |
| 「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「16の②」）」 | | | は | 「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「16の②」）」 |
| の誤り。 | | | | |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十一日付第一六三号

九六ページ●同日付政府調達第一三五号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）